

福山市における下水道への排除基準 (2019年12月1日現在)

項目	単位	基準値	特定事業場		非特定事業場	
			日平均排水量			
			50m ³ 以上	50m ³ 未満		
有害物質 処理困難項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下(※3)			
	シアン化合物	mg/L	1以下			
	有機りん化合物	mg/L	1以下			
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下			
	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下			
	ひ素及びその化合物	mg/L	0.1以下			
	総水銀	mg/L	0.005以下			
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと			
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下			
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下			
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下			
	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下			
	四塩化炭素	mg/L	0.02以下			
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下			
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下			
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下			
	チウラム	mg/L	0.06以下			
	シマジン	mg/L	0.03以下			
	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下			
	ベンゼン	mg/L	0.1以下			
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下			
	ほう素及びその化合物	mg/L	230以下(※5)			
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	(※4)		
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下(※6)			
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下			
	生活環境項目等 処理可能項目	クロム及びその化合物	mg/L	2以下		
		銅及びその化合物	mg/L	3以下	(※1)	
亜鉛及びその化合物		mg/L	2以下(※2)			
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/L	10以下			
マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/L	10以下			
フェノール類		mg/L	5以下			
水素イオン濃度(pH)			5を越え9未満(5.7を越え8.7未満)			
生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	600(300)未満			
浮遊物質質量(SS)		mg/L	600(300)未満			
n-ヘキサン抽出物質質量(内訳)		mg/L	35以下			
鉱油類		mg/L	5以下			
動植物油脂類		mg/L	30以下			
窒素含有量		mg/L	240以下			
りん含有量		mg/L	32以下			
温度		℃	45(40)未満			
よう素消費量	mg/L	220未満				

備考

1. []内は、基準値を超える水質の下水の排出を禁止している範囲であり、基準値超過は直ちに処罰の対象となります(直罰基準)。
2. []内は、基準値に適合した水質の下水を排出するよう、除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならない範囲です(除害施設の設置基準)。基準値超過の場合、水質の改善および公共下水道の使用中止の命令の対象となります。
3. 表中基準値()内の数字は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される汚水の合計量が、下水処理場(終末処理施設)で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、もしくはその下水処理場(終末処理施設)に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるとき、前述の業種に対し適用される基準値です。
4. 特定施設の内、旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く)(特定施設番号第66の3)には、下水の排出の基準値が適用されません(下水道法施行令第9条の2)。ただし、外部の客を受け入れる一定規模以上の飲食店を有する場合、基準値が適用されます。

※1: 点線枠内の項目について、日平均排水量が30m³以上50m³未満の「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油処理業に属するもの」である事業場に対しては、直罰基準として適用されます。

※2: 平成28年12月11日より、**亜鉛の暫定基準については次表が適用されます。**
「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」附則第2条より

適用期間	業種	適用される下水排除基準
令和3年12月10日まで	・電気めっき業 ・金属鉱業 ・下水道業 (電気めっき業、金属鉱業に属する特定事業場から排出される水を受け入れるものであって一定の条件に該当するものに限る。)	5 mg/L以下

なお、暫定基準の対象となる特定事業場から排出される水の処理施設(水質汚濁防止法施行令 別表第1第74号)にも暫定基準の延長が適用されます。

※3: 令和元年12月1日より、**カドミウムの暫定基準については次表が適用されます。**
「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」附則第2条第1項より

適用期間	業種	適用される下水排除基準
令和4年11月30日まで	・金属鉱業	0.08 mg/L以下

なお、暫定基準の対象となる特定事業場から排出される水の処理施設(水質汚濁防止法施行令 別表第1第74号)にも暫定基準の延長が適用されます。

※4: 令和元年7月1日より、**ふっ素の暫定基準については次表が適用されます。**
「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」附則第2項より

適用期間	業種	適用される下水排除基準
令和4年6月30日まで	・旅館業 (自然湧出以外の温泉を利用し、50m ³ 未満であるもの)	30 mg/L以下
	・旅館業 (自然湧出の温泉を利用し、50m ³ 未満であるもの)	50 mg/L以下
	・電気めっき業(50m ³ 未満のものに限る)	40 mg/L以下

なお、暫定基準の対象となる特定事業場から排出される水の処理施設(水質汚濁防止法施行令 別表第1第74号)にも暫定基準の延長が適用されます。

※5: 令和元年7月1日より、**ほう素の暫定基準については次表が適用されます。**
「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」附則第2項より

適用期間	業種	適用される下水排除基準
令和4年6月30日まで	・旅館業(温泉を利用するものに限る)	500 mg/L以下

なお、暫定基準の対象となる特定事業場から排出される水の処理施設(水質汚濁防止法施行令 別表第1第74号)にも暫定基準の延長が適用されます。

※6: 平成30年5月25日より、**1,4-ジオキサンの暫定基準については次表が適用されます。**
「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」附則第2項より

適用期間	業種	適用される下水排除基準
令和3年5月24日まで	・エチレンオキササイド製造業 ・エチレングリコール製造業	3 mg/L以下

なお、暫定基準の対象となる特定事業場から排出される水の処理施設(水質汚濁防止法施行令 別表第1第74号)にも暫定基準の延長が適用されます。